

# 委員会行政視察報告書

大崎市議会 調査活動概要報告書

## 1. 視察概要

委員会名	建設常任委員会
委員名	佐藤仁一郎, 山田匡身, 相澤久義, 只野直悦, 後藤錦信, 小沢和悦
日時	令和5年10月30日(月)～令和5年11月1日(水)
視察先	1. 埼玉県狭山市 2. 滋賀県湖南市 3. 奈良県田原本町
出席者(説明者)	1. 狭山市議会建設環境委員会委員長 福田正, 議会事務局庶務・調査担当主幹 小川広志, 議会事務局庶務・調査担当主任 戸口達也, 都市建設部道路維持課長 小峰伸久, 道路維持課主幹 宮下周二 2. 湖南市議会議長 堀田繁樹, 湖南市議会事務局長 西田章彦, 議会事務局議事課長補佐 高月理絵, 都市建設部都市政策課長 青木寛, 都市政策課長補佐 中山伸一 3. 田原本町議会議長 植田昌孝, 田原本町長 森章浩, 議会事務局長 森恵啓仁, 産業建設部長 田邊義巳, まちづくり建設課長 扇谷広純, まちづくり建設課長補佐 森戸和繁, まちづくり建設課技師 大志田航

## 2. 視察内容

視察項目	1. 道路施設等包括的民間管理委託について 2. 湖南市景観計画について 3. 特定都市河川における流域治水対策について
視察内容 【質疑応答】	1. 道路施設等包括的民間管理委託について (1) 導入目的等について ア 課題と目的 狭山市では道路施設の維持管理について、技能労務職員を雇用し軽微な補修作業等は直営業務として行っているが、将来的な技能労務職員の減少に伴う処理能力の低下により、サービスレベルを維持することが困難となることから、道路施設の維持管理について、一般職員と技能労務職員が行っている直営業務と土木、清掃、植栽管理、などの異なる外注業務を包括的に一括して委託し、技能労務職員に係る課題の解決とコスト削減を図るものである。 イ 導入準備としての対応 維持管理サービスレベルの維持・向上とコスト削減を図るために、道路施設等包括的民間管理委託の導入に向け、令和3年度から令和4年度の2か年を掛けて、道路施設包括的民間管理導入検討業務委託を実施し、業務費の算出、要求水準書、リスク分担表、募集要項、提案書、プロポーザル評価案の作成を行った。 (2) 道路施設包括的民間管理委託の取組と目的について ア 取組 1) 民間活力の導入・活用を行う。 2) 多年度・同一業者による維持管理体制の構築を行う。 イ 目的 1) 維持管理サービスレベルの維持・向上を図る。 2) 軽微な補修業務等は直営業務と修繕工事、剪定、除草、道路清掃などの外注業務を一括発注により管理することで、スケールメリットを生かし、コストの削減を図る。 (3) 道路施設等包括的民間管理委託の導入時期について 令和7年度から、試行的に道路施設等包括的民間管理委託を導入する。 (4) ロードマップについて

①令和7年度から令和11年度までの5か年は試行期間とする。

②令和12年度より、本格的な運用を行う。

(5) 委託業務の内容について

委託業務の内容について、直営業務は、技能労務職員及び一般職員が行っている道路施設等の維持管理と要望等に係る対応、外注業務は、直営では、対応が難しい修繕や植栽管理等となる。

【質疑応答】

問：道路施設等包括的民間委託を実施する背景について。

答：道路施設の維持管理について、技能労務職員を雇用し軽微な補修業務等は直営業務として行っているが、退職者不補充の方針による将来的な人員の減少に伴う処理能力の低下により、サービスレベルを維持することが困難となることを契機として、包括的民間管理委託導入を予定している。

問：包括委託の業務内容と関連業者、企業からの意見、課題について。

答：包括委託の業務内容については、道路施設の維持管理について、一般職員と技能労務職員が行っている直営業務と土木業、清掃業、造園業などの異なる業種の外注業務を包括的に一括して委託し、民間活力を導入し活用することである。企業からの意見は、具体的な業務内容と年間計画、業務範囲を市内全域としている理由、業務履行期間を5年間としている理由、事業者の積算根拠や過去の実績を知りたいという4点があげられた。課題は受注機会の減少に対する不安への対策があげられた。

市は、事業者には包括的民間管理委託の業務内容を理解していただくために、さらなる丁寧な説明を行う必要があることに気づき、資料を作り直し、業務の詳細について、事業者に寄り添った情報提供を行う予定である。

問：期待する効果及び現状の課題について。

答：道路施設の維持管理について、民間活力を導入活用することで、コストの削減を図るほかに、効果として委託化により、職員は計画的な業務に注力でき、さらなる市民サービスの向上が期待できる。課題は道路施設等包括的民間委託をいかに、円滑に導入することができるかである。

問：包括委託の検討体制と検討の流れについて。

答：包括的民間管理委託の導入の検討については、令和3年度から令和4年度の2か年をかけ業務委託を行い、過去の委託の管理維持についてデータの収集と整理のほかに、職員にヒアリングを行い、事業費の算出や当市の維持管理サービス水準に合った仕様書を作成した。また、発注は公募型プロポーザルを予定していることから、要求水準書、提案書、評価基準等の作成を行った。また、包括的民間管理委託について、先進市とその受注事業者へのヒアリングを行ったほか、当市の関係事業者に説明会を行い事業参加への協力を要請した。

問：包括委託の範囲の考え方について、エリアはどう決めたか、市内全域でない場合は今後拡大する考えについて。

答：事業に係る人材や資機材の確保とそれに係る経費は膨大であり、その経費を精算するためには一定の期間と業務量が必要となる。当市の地理的要因と業務実績を整理すると業務件数は地域によって偏りがあり、業務量を考慮しバランスよく区割をすることは難しく、また区割ができたとしても、業務量的に包括委託を実施することが困難なため、区域は市内全域としている。

問：委託期間の考え方と期間の理由について。

答：委託期間は5年間を予定している。5年間としている理由は業務期間の前半では、維持管理業務についての年間要望や苦情と業務サイクルを把握するための情報収集と分析を行うことで、取組について創意工夫ができるようになり、後期から効率化が図られ業務実績が向上すると考えており、成果を上げるためには、一定の期間が必要と思われるため。

問：効率・効果的な業務及び維持管理コストの削減を図るための分析結果につ

いて。

答：先進市の事例では、年間の要望や苦情と業務サイクルを把握するために情報収集と分析を行い、先行し効率的に対応することで苦情件数の減少を図っており、事業費の約3%の経費を削減できている。

問：民間委託のメリット・デメリットについてどのように考えているか。

答：メリットは、裁量の余地が大きく、施工方法について、自社技術の提案や創意工夫によりコスト削減が見込めること、施工時期をある程度コントロールすることができるため、より効率的な施工を行うことができることである。市のメリットは、要望相談件数の減少、維持管理に係る経費の削減、職員による受付や、現地確認のほか、発注業務量の削減である。

デメリットは受注者が他事業などの影響により負債が発生し、業務の遂行が困難になる可能性があること。

問：委託に対する市民の理解度、意見があれば教えていただきたい。

答：導入に当たり、あらかじめ自治会への説明を行う予定としている。また、業務終了後に満足度アンケートを予定している。

問：市民との協働、DXの活用の考えはあるか伺う

答：プロポーザルで事業者、市民との協働、DXの活用などの提案を期待している。

先進地においてコールセンターを設け、システムを活用し市民からの要望、修繕の進行状況を把握し、市と受注者が情報をリアルタイムで共有している。また、スマートフォンを活用した通報システム、道路の路面状況の点検により、不具合箇所の早期発見と対応を図る事例がある。

問：技能労務職等について別枠での採用は考えているか。

答：賃金体系等の問題もあり、国からの整理を求められている。本市では、新たに採用する予定はない。

問：技能労務職員の問題は、職員の定数管理の問題もあるのか。また、包括管理委託を行ったあと、技能労務職員はどのような取扱いとなるのか。

答：職員の定数管理とは別の問題である。包括管理委託を行った後は、公園管理の業務へ異動となる予定である。

問：費用対効果をどの程度見込んでいるか。

答：事業費の削減については現在検討している。今現在積算した事業費や、プロポーザル方式での入札を行うことで、3%ほど縮減できると考えている。

問：委託に当たっては1社との契約を想定しているのか、それともJVなども想定しているのか。

答：市内には大規模な業者がないため、共同企業体を組む方法と1社が受託し、その下にほかの業者が入るケースが想定される。市内の業者をみると、土木関係の業者は組合を組織しており、造園関係の業者は、現在共同で受託している事業があるが組合はなく、清掃関係の業者はそれぞれで事業を行っているのが現状であり、説明会等を行った時点では状況を注視している状況である。今後、市外の大企業への参入も考えられるが、市内事業者の受注機会確保のため、共同企業体においては、市内に本店を有する企業、団体を1社以上含むことを条件とする予定である。

問：災害時の対応についても委託業者が行うことを想定しているのか。

答：数量が把握できない業務や、規模が大きい業務については、委託を行わない予定であり、災害復旧等には別途対応を予定している。

問：道路マネジメント担当はほかの自治体ではあまり聞かないが、具体的にどのような業務を担っているのか。また、課全体の人員配置はどのようなになっているのか。

答：包括管理に関することや、道路占用を主に取扱っている。課全体の人員配置は、マネジメント担当が4名、水路担当は2名とそのほかに技能労務職員がおり、維持管理担当が8名となっている。

問：道路包括管理委託を行った場合、住民から寄せられる要望から修繕を行う箇所を選定や判断は業者が行うことになるのか。

答：最終的には委託業者で全て行っていただくのが理想だが、最初は市も業者と一緒にいる。

問：住民から見た、道路包括管理委託のメリットは何か。

答：本市の道路維持管理については、高いレベルにあると自負しており、どうなるのか、包括管理委託を行ってからのでないとなんとも言えない。

## 2. 湖南省景観計画について

### (1) 湖南省の景観行政の経過

#### ア 滋賀県における経過

滋賀県では昭和59年から「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき、琵琶湖を中心とした景観形成を行っていた。平成16年の景観法制定に伴い、県内各市では、平成17年頃から景観行政団体となり、順次景観条例の制定及び景観計画の策定を行った。

#### イ 湖南省における経過

湖南省では、琵琶湖に限らず地域特性に応じた景観行政を主体的に展開する必要性から、平成25年10月に湖南省景観条例を制定し、平成26年12月には、同条例を一部改正することにより、市、市民、事業者がそれぞれ果たすべき役割を認識し、協働による景観づくりを推進するためにそれぞれの責務、行為の制限等に関する事項を規定し、平成27年4月に景観計画をスタートした。

### (2) 湖南省景観計画の概要

#### ア 湖南省景観計画区域

市域の南北を縁取る緑豊かな山地・丘陵地、中央を流れる野洲川、その周囲に広がる農地など、全体の地形が特徴的な景観構造の重要要素であり、市全域において良好な景観づくりを推進することが重要であることから、市全域を景観計画区域に指定している。

#### イ 重点地区と一般地区

景観計画区域内において良好な景観の形成を図るため、特に必要があると認める区域を重点地区とし、そのほかの区域については、周辺の景観に与える影響が大きい大規模な建築物等について景観形成を行う一般地区としている。

現在重点地区として、野洲川および国道1号周辺地区、三雲地域旧東海道沿道地区、石部地域旧東海道沿道地区を指定している。また、重点地区候補地として、湖南三山周辺地区がある。

### 【質疑応答】

問：重点地区それぞれの特徴について。

答：三雲及び石部地区は江戸時代に整備された江戸から京都を結ぶ街道で、街道周辺には、木造の純和風住宅が立ち並び、現在も当時の名残である日本瓦の勾配屋根、板塀、生垣が連なっている。石部宿は東海道五十三次の51番目の宿場町で、古くから伊勢路への街道として多くの往来があった。歌川広重の東海道五十三次で石部の田楽茶屋が描かれ、それをもとに再現された施設がある。

野洲川及び国道1号周辺は、水辺に親しみやすい環境として、野洲川の河川敷空間を利用し、野洲川親水公園を整備している。夏祭りの開催や、植樹花壇づくりを行うなどして市民の愛着形成を図り、美しい景観の創造と維持に努めている。また、グラウンドゴルフやウォーキングを行うなど、市民の憩いの場として利用されている。

問：重点地区指定に至るまでの経緯、経過などについて。

答：相当な数の地域住民主体のワークショップを開催し、決定している。その

ほかに、まち歩き、県と共催のタウンミーティングやシンポジウム、住民主体のまちづくり懇談会などを開催し、景観まちづくりに対する意識の醸成を行い、さらに協議を重ねながら方針を定めた。

問：地区指定範囲の考えについて。

答：市全域を区域としながら、重点地区の指定により独自の風土を生かした景観形成を行っている。重点地区である旧東海道については、他市と一定の足並みを揃えながら、独自の基準を持ったガイドラインを作成している。

問：計画の中で重点地区候補地が示されているが、重点地区に追加できる要件はどうなっているのか。

答：計画策定の際に市民アンケートを行った結果、次世代に残したい湖南市らしい景観として、野洲川、湖南三山、旧東海道という回答が多かった。重点地区候補地である湖南三山（長寿寺、善水寺、常楽寺）については、周辺が市街化調整区域であり、景観上の問題となるような建築物等が建つ見込みがないため、指定に至っていない。

指定に当たっては、地域住民の景観に対する機運の高まりと、合意が必要となる。

問：地域住民が主役となった景観まちづくりへの啓発や活動の支援について、また、地域が取り組んでいる景観まちづくりについて伺う。

答：地域への活動支援は特に行っていないが、野洲川や旧東海道でイベント等が行われる際に、市民と協働して事前に美化活動を行っている。石部地区では、まちづくり協議会が主体となり、石部宿東海道統一案内看板の設置を行っている。

問：計画策定から時間が経過しているが、運用における課題について伺う。

答：計画については、一定の周知啓発ができており、安定した運用が行えている。課題としては、人口減少による空き家の増加、公園等の荒廃による守るべき景観に対する阻害がある。景観の維持にはマンパワーと費用が欠かせないが十分とは言えない。また、重点地区については、和風の街並みを維持するため、家を建てる方の負担が大きく、補助制度もないため、理解を得る事が難しいことである。

### 3. 特定都市河川における流域治水対策について

#### (1) 田原本町における内水対策について

##### ア 大和川流域の概要について

大和川は、大和平野、奈良県内の流域に 156 本の支川が放射状に位置し、一本の流れとなり、狭い峡谷の亀の瀬を通り、大阪湾へ流れる。

##### イ 田原本町の概要

田原本町は奈良盆地の真ん中にあり、寺川の水運によって大阪との結びつきが強く、水運と陸運の要所として商業が栄え、豊富な水源を恩恵に農業も盛んに行われてきた。その一方で、大和川の支川が数多く縦断しており、幾度も水害を経験した。

##### ウ 過去の水害の概要

###### 1) 昭和 57 年 7 月 31 日から 8 月 3 日 (57 水害)

家屋損壊 108 棟、床上浸水 432 棟、床下浸水 620 棟

###### 2) 平成 29 年 10 月 22 日、23 日台風 21 号の大雨による水害

日降水量 214.5 mm、床上浸水 10 棟、床下浸水 46 棟

##### エ 奈良県平成緊急内水対策事業

平成 29 年 10 月 22 日、23 日台風 21 号の大雨による水害を契機とし、平成 30 年 5 月 17 日に大和川流域内における内水被害地区に必要な貯留施設等を整備する、奈良県平成緊急内水対策事業が開始され、田原本町は 7 か所が適地候補に選定され、社会福祉協議会駐車場他雨

水貯留施設が奈良県第1号で工事を着手した。現在、6か所を事業推進中である。

オ 大和川流域における水害対策の取組と特定都市河川の指定

- 1) 大和川流域総合治水対策協議会が昭和58年に発足し、昭和60年に大和川流域整備計画を策定した。
- 2) 平成29年に奈良県にて、大和川流域における総合治水の推進に関する条例が制定され、流す対策、ためる対策、ひかえる対策の三本柱で総合治水を推進し、課題解決を目指した。
- 3) 平成30年5月に県主導で大和川流域内における内水被害地区の解消に向けた、奈良県平成緊急内水対策事業が発足し、雨水貯留施設整備、治水機能を持つため池改修の推進。IoTを活用した水位監視システム、堰開閉監視システムの導入。準用河川等の浚渫事業を実施した。
- 4) 令和3年11月1日に近年の水害の激甚化、頻発化等に対応し、国や流域自治体、企業、住民など、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水関連法が施行される。
- 5) 令和3年12月24日、関連法施行後、全国初で大和川流域が特定都市河川に指定され、河川整備の加速化、貯留施設の整備、ため池の治水利用、浸水被害防止区域や貯留機能保全区域の指定を推進している。

【質疑応答】

問：内水被害対策へのこれまでの取組について。

答：ハード対策としては、流域貯留浸透事業は2施設で4,000 m<sup>3</sup>。水田貯留事業31.9haにおいて実施中。雨水貯留機能を有するため池改修工事を実施。23,200 m<sup>3</sup>。奈良県平成緊急内水対策事業において、雨水貯留施設工事を実施。ソフト対策としては、地域住民の速やかな避難行動の実現、対策本部の正確な状況把握を行うために、IoT技術の活用。水位監視システム、堰監視システムを3箇所に配置した。

問：雨水貯留施設の整備に関する取組について。

答：十六面雨水貯留施設1,200 m<sup>3</sup>など5施設で40,600 m<sup>3</sup>を完了し、現在、阪手新池雨水貯留施設6,700 m<sup>3</sup>など4施設で25,200 m<sup>3</sup>を進めている。

問：特定都市河川の指定に至った経緯、背景について。

答：昭和57年に水害があり、同年に大和川流域総合治水対策協議会が発足し、総合治水対策を進めるため大和川流域整備計画を昭和60年に策定し対策を進めた。平成29年10月に台風21号の被害があり、奈良県において大和川流域における総合治水の推進に関する条例が制定される。ながす対策、ためる対策、ひかえる対策の三本柱で総合治水を推進し、課題解決を目指す。平成30年5月に奈良県主導により、大和川流域内における内水被害地区の解消に向けた奈良県平成緊急内水対策事業が発足。田原本町では雨水貯留施設事業整備に向けた取組を実施。流域治水関連法が令和3年11月1日に施行されたことにより、令和3年12月24日全国初で大和川流域が特定都市河川に指定される。

問：特定都市河川の指定を受けて、流域全体での連携も求められているが、各自治体間の連携や国における省庁間の支援など、期待する効果・課題について。

答：積極的に進めている自治体とそうでない自治体との格差が大きくなっていることが課題になっている。国・県からは、内水対策に遅れが生じている自治体に対して、強い指導を期待している。

問：特定都市河川指定後の具体的な取組状況について。

答：特定都市河川の指定に伴い、大和川流域水害対策計画を立てることが規定されている。具体的な取組として、①雨水貯留浸透施設は、十六面雨水貯留

	<p>施設など7施設，②ため池の治水利用として，阪手二丁池雨水貯留施設など2施設。③水田貯留事業 31.9ha。④区域指定浸水被害防止区域，貯留機能保全区域の指定に向けて国・県との調整を進めている。</p> <p>問：流域水害対策の策定に向けて流域内の住民などの意見を反映させることとされているが，どのような形で意見を取り入れているのか。</p> <p>答：パブリックコメントや住民意見交換会を実施し，流域内の住民等の意見を反映させている。</p> <p>問：特定都市河川指定により，流域治水に対する住民の意識，企業の理解はどう変わったか。</p> <p>答：近年，線状降水帯等による集中豪雨が頻発しており，内水被害は住民の大きな関心事の一つになっている。内水対策事業の推進は防災インフラの整備のみに留まらず，対策に伴う住民の満足度向上につながり，ひいては，移住者，定住者増加にも寄与している。</p> <p>問：ハード整備は加速しているか。</p> <p>答：田原本町では，令和10年までに旧県水資材置場雨水貯留施設など5施設の整備を進めており，ハード整備は加速している。</p> <p>問：民間による雨水貯留浸透施設の設置が促進されるものと期待しているが，制度を活用した事例はあるのか。</p> <p>答：田原本町ではないが，川西町では補助金を活用して民間企業が規定以上の貯留施設の整備に向けて協議が進んでいる。</p> <p>問：流域治水協議会において，先行して区域の指定を検討する自治体としてあげられている貯留機能保全区域，浸水被害防止区域の検討状況について。</p> <p>答：令和5年度より，農業基盤対策整備の補助金要望に当たり，受益地の貯留機能保全区域への協力を申請の条件としている。現在，具体的な区域の指定について，奈良県で内水浸水区域の解析結果を基に検討しているところである。</p> <p>問：大崎市では防災調整池の整備をしているが，内水対策を県主体で行うのはなぜか。</p> <p>答：大和川は大和平野の大小多数の支川を合わせながら，亀の瀬峡谷を経て大阪湾に流れることから，流域全体で取り組むために県主導で行っている。</p> <p>問：排水機場での排水はどうか。</p> <p>答：大和川は前述の特徴を持ち，亀の瀬に負担がかかるため，排水機場の設置は認められていない。</p> <p>問：森林の水源涵養機能は重要と考えるが，大和川上流域の整備や下流域との連携や交流はどうか。</p> <p>答：上流域では対策があまり進んでいない。すべての市町村が協議会に入っているので連携を進めたい。また，植林等については，今後森林環境譲与税を活用して行っていきたい。</p> <p>問：田んぼダムの効果は大きいと言われているが，国・県との協議の状況は。</p> <p>答：水田所有者の同意をいただき，排水ますを取り付け，畦の整備も行なった。令和3年に特定都市河川指定を受け，令和5年までを条件としている。</p> <p>問：ため池の利用とはどういうことか。</p> <p>答：ため池の底の部分にポンプを設置し，これまで死に水だったものを有効活用することにした。</p>
<p>考 察</p> <p>【所感・課題・提言等】</p>	<p>1. 狭山市の道路施設等包括的民間委託は，令和7年度から開始予定の事業である。事業実施の背景については，人員の減少によるサービスレベルの低下が懸念されることや民間活力の導入などがあげられ，大崎市でも共通の課題があると認識した。今後，事業の経緯についても，執行部と情報共有を行い，課題解決に向けて取り組んでいきたい。</p> <p>インフラの老朽化が進展する中で，限られた人員・予算の中で膨大なインフラを適切に維持管理するために，適切な点検・診断を実施した上で，必要な補</p>

修・修繕等を行い事後保全から予防保全へ転換することが求められる。

包括的民間委託の場合、24時間体制で業者が要望相談に応じることにより、職員が大規模修繕や工事などの計画的な業務に注力でき、市民サービスの向上が期待できることや、コストの削減を図ることができるというメリットが示される一方で、現在の道路維持管理のレベルを維持できるのかという狭山市の不安、事業者からは受注機会の減少に対する不安が示されている状況であった。

人口減少が進む中で、道路に限らず大崎市の膨大なインフラを維持していく上では、民間活力の活用は重要となると考えられるため、今後も、先行事例を踏まえて、本市への導入可能性について、検討が必要であると感じる。

2. 大崎市では令和3年に景観条例の制定、景観計画の策定を行っているが、現在景観重点地区の指定は行っていない。

湖南省では、平成25年9月に景観審議会を設置し、10月に景観条例を制定し、12月に条例改正でそれぞれの責務を定め、平成27年4月から景観計画をスタートさせた。

計画区域は市全域指定し、重点地区を3か所指定して取り組んでいた。その選定に当たっては市民アンケートを行い、その結果を受け、市内の景観で守っていくべきところとして重点地区候補地を指定したとのことであった。はじめに重点地区として野洲川を指定した。その理由は、国や県が市内を流れる野洲川での工事や整備を行うにあたり、湖南省としてなにもできないため、河川の景観を守っていくために国や県と協議を行い、野洲川を景観重要公共施設に指定し、住民の意見を取り入れるようにするためとのことであった。先行事例をつくって、ほかにも広げていくという考えでスタートし、それが功を奏し、三雲地域旧東海道沿道地区、石部地域旧東海道沿道地区も重点地区指定に至ったとのことであった。

大崎市でも重点地区の指定を考えているが、住民の機運の高まり、合意が必要との話もあり、湖南省では相当な数のワークショップ等を行ったとのことであった。また、指定後の景観の維持にはマンパワーと費用必要となるとのことであるが、湖南省では補助等を行っていないとのことであった。指定に至るまでの過程について、執行部と情報共有し参考にするとともに、景観維持のために補助等を行っている自治体の取組についても、研究、検討を促したい。

3. 説明後に、社会福祉協議会駐車場の雨水貯留施設(3,873 m<sup>3</sup>令和2年完成)を見学した。深さが5 mあり、自然導入とポンプで流入し、排出は1日かけてゆっくり行う。今年6月の台風2号では大きな貯留効果が確認されたとのことである。

大和川流域では、その地理的な背景から県が中心となって対策を講じており、全国初の特定都市河川指定されたことにより、田原本町を含めた県全域でさらに積極的に対策を講じていると感じた。

大崎市では、鳴瀬川水系吉田川高城川が今年8月に特定都市河川に指定された。また、本庁舎駐車場の地下に雨水貯留槽の設置を計画しているが、規模の違いが大きい。今後、さらに流域治水の考えに基づく対策が推進されると考えるが、他の自治体の事例を参考にしながら、国・県を巻き込み、大崎市にあった対策を確実に進めることが重要であると感じた。